

13. 退職金制度普及促進事業

1 目的

- ・ 退職金共済制度に新規加入した事業所が契約月から支払いした1年間分の掛金を補助することにより、市内事業所の福利厚生の実を充実することを目的とする。

2 補助率

- ・ 補助率 50% (50/100)

3 対象者

- ・ 中小企業者等（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）
「中小企業者等」の定義については、共通事項3ページ参照

【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 個人事業主の場合、市内に事務所・事業所を有しているもの
- ◆ 法人の場合、市内に本店・本社、支店・支社、営業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 協同組合等の場合、主たる事務所を市内に有し、かつ組合員の4分の3以上のものがその主たる事務所又は事業所を市内に住所を有していること
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 申請時点で、事業を営んでいること（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

4 対象となる事業

- ・ 中小企業退職金共済制度（※1）及び特定退職金共済制度（※2）へ新規加入することにより、事業所の福利厚生の実を充実させる取組であること。

※1 厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構の、中小企業退職金共済事業本部が運営する社外積立型の国の退職金制度です。中小企業を対象に、従業員に対する退職金制度を実現するためのものです。加入者は企業で、メリッ

トとしては退職金積立金管理の簡略化、積み立て掛金の税制上の優遇措置（全額非課税）などがあります。

※2 特定退職金制度とは個人事業主又は法人が、所得税法に定める特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工会連合会等）と退職金共済契約を締結し加入事業主に変わって特定退職金共済団体から従業員に直接退職金等の給付を行う制度です。中小企業退職金共済制度が「中小企業退職金共済法」という法律に基づいて設立されているのに対して、この制度は地域の商工会等が国の承認のもとに特定退職金共済団体を設立して行っています。

- ・ 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。
- ・ 補助対象となるためには、退職金共済制度への新規加入申込日から1か月以内かつ掛金を支出する前に、退職金共済制度普及促進事業認定申請書を提出し、事業認定を受ける必要があります。
- ・ 事業の「着手年月日」は、退職金共済制度への新規加入（契約）日とします。「完了年月日」は事業に係る支出が全て完了した日とします。
- ・ 実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内（事業の完了月が3月である場合は3月末日まで）に提出してください。

5 補助対象経費

- ・ 新規契約月から支払った1年間分の掛金が補助対象となります。
- ・ 補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。
 - ① 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 補助金の事業認定日以降に発生した経費
 - ③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- ・ 国や北海道等から補助金等の助成を受けたときは、当該補助金等を控除した額（補助残）が補助対象となります。

【補助対象外のものの例示】

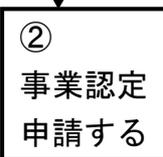
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事業認定を受けていない期間に支出した掛金・ 市外の事業所に勤務する従業員分の掛金・ 振込手数料、保険料・ 消費税（退職金共済制度の掛金は非課税となります） |
|--|

6 申請フロー



退職金共済制度への新規加入を検討した段階で

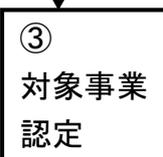
産業振興課へ相談し、申請書類の確認・作成を行ってください。



新規加入申込後1か月以内かつ掛金支払いの7日前までに

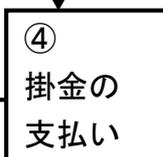
事業認定申請書に次の書類を添付し、提出してください。

- 1 退職金共済制度への新規加入申込書の写し
- 2 上記申請書に添付した書類の写し
- 3 退職金制度新規加入証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

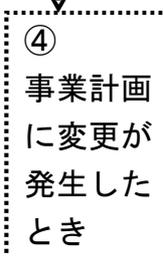


書類審査後、補助対象事業の認定が決定したら、「退職金制度普及促進事業認定通知書」を郵送します。

申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。



事業の認定後、掛金の支払い



次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更内容について、速やかに産業振興課へ報告してください。

- (1) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更内容の報告時には、変更内容を証明できる書類を提出してください。



1年間分の掛金を支払い終わったら

申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、提出してください。

- 1 契約証書や加入通知書等
- 2 支出を証明する書類等
- 3 納税証明書（市税の滞納がないことを証明）（交付手数料 300 円）

次の窓口にて交付申請してください。

- ・名寄市役所名寄庁舎 税務課納税係
- ・名寄市役所風連庁舎 地域住民課総務・税務係

交付申請には代表者の印鑑、代理の場合はさらにその方の印鑑が必要となります。

申請時点で市税の納入義務を負わない場合も提出してください。

注意 納税証明書は発行日から1か月以内のもの

- 4 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を郵送します。申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。

補助金交付決定通知が届いたら

速やかに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 2 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、「補助金確定通知書」を郵送します。

実績報告～書類審査～補助金の確定まで約1週間かかります。

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。